

'25. 09. 29

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会

高年齢労働者の安全と 健康確保対策好事例



松葉労働衛生コンサルタント事務所
代表 松葉 斉（まつば ひとし）

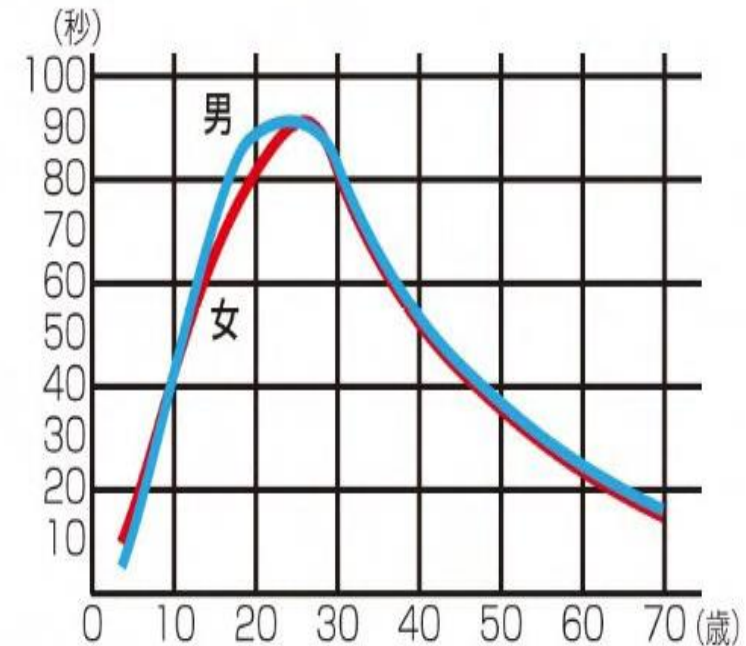
加齢に伴う心身機能の変化と仕事への影響

1 バランス感覚（身体平衡機能、姿勢のバランス保持）

バランス感覚は 20 代をピークにその後は急激に低下します。

高年齢労働者の声

- ・「屋根上でバランスがとれない」
- ・「脚立や足場板での作業でふらつく」
- ・「壁ボードを持って歩くのが困難」



加齢による平衡機能の変化（閉眼片足立ちテストによる）

出所：石橋富和：高齢者の心身能力と交通安全（5）；交通安全教育

No204.1983.8 日本交通安全教育普及協会

エイジフレンドリーガイドラインにおける基本的取組

体制

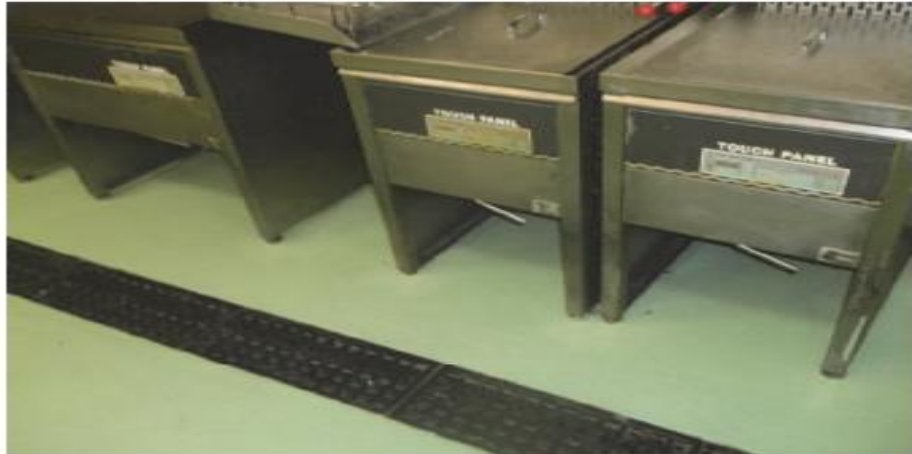


具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等） 健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導
人のリスク				

場のリスクの低減措置の例（転倒防止対策）

デリカ作業室（調理場）の作業床の改善

	改善前	改善後
1		
2		

出典：【中災防】高年齢労働者の活躍促進のための安全対策（株式会社平和堂）

場のリスクの低減措置の例（腰痛防止対策）



資料提供：特別養護老人ホーム やさと

ベテランの女性介護士2名が、体重80キロを超える大柄な男性利用者（介護度5）の介護を行っていた。アーチ型リフトの導入で、作業負担が軽減され、利用者の負担も軽減された。



買い物かごを持ち上げて移動していた



買い物かごをスライドさせて移動できるようになった

出典：【中災防】職場の腰痛対策事例集（株ベルク）5

リスクアセスメントで評価した介助作業

NO	介助作業
①	着衣時の移乗介助
②	非着衣時の移乗介助
③	移動介助
④	食事介助
⑤	体位変換
⑥	更衣・整容介助
⑦	トイレ内排泄介助
⑧	ベッド上排泄介助
⑨	入浴介助
⑩	口腔介助

出典：【中災防】高年齢労働者の活躍促進のための安全対策（介護老人保健施設 蓮根ひまわり苑）

リスクアセスメントに基づく作業方法の改善例（ベット上排泄介助）

不適切な姿勢



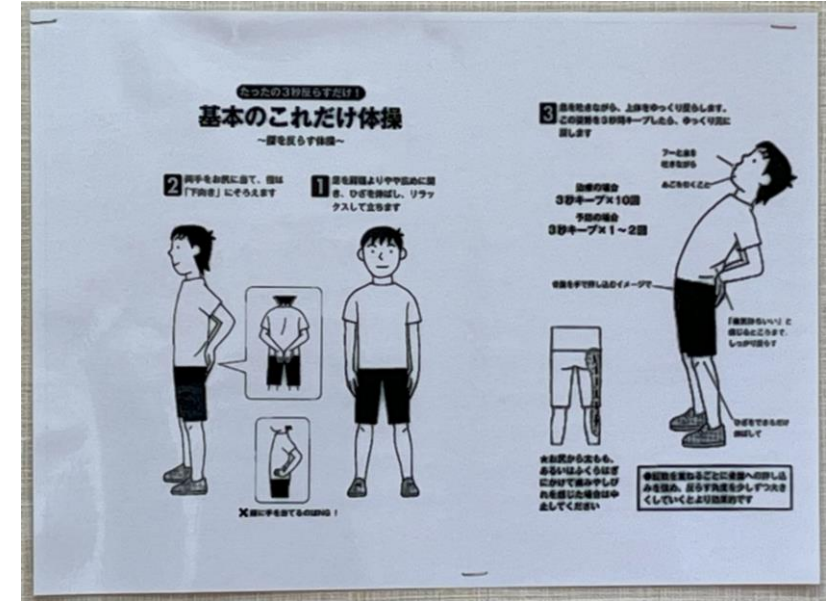
適切な姿勢



人のリスクの低減措置の例（腰痛防止対策）

玄関ロビーや職員の休養室に体操メニューが掲示されており、腰痛予防を念頭に体操の実施勧奨がなされている好事例です。休養室は畳敷きで横になって腰を伸ばせるスペースがあり、体操メニューの掲示を見ながら積極的休養（リラクセーション）を図ることができるので、とても効果的な取り組みです。また機械浴室横の脱衣場にも腰痛予防のための「これだけ体操」のやり方が掲示されており、作業の合間に腰への負担を軽減するための工夫として望ましい好事例です。

資料提供：特別養護老人ホーム こほく



SAFEとは？

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

広告素材

動画



コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

SAFEとは？

事業の説明



SAFEアワード
結果発表中

受賞企業一覧はこちら



新着情報 on Twitter

@safe_mhlw

@safe_mhlwさんのツイート

フォローする



SAFEコンソーシアム @safe_mhlw · 3月7日



シンポジウムに参加したい方はこちら

動画を見たい方はこちら

[SAFE コンソーシアムポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

SAFEアワード 受賞企業事例



坂田 昌之（48歳）
株式会社カインズ 総務部
安全・災害対策室 室長



【経歴】

- ・ 1999年入社 現在26年目
- ・ 店長を6店舗経験
- ・ エリアマネジャーを3エリア、5年間経験（東静岡・山梨、千葉、九州中国兵庫）
- ・ 2020年7月 販売本部 店舗安全対策推進室 室長として、新設部署の立ち上げ
- ・ 2024年1月 総務部 安全・災害対策室 室長として、新設部署の立ち上げ

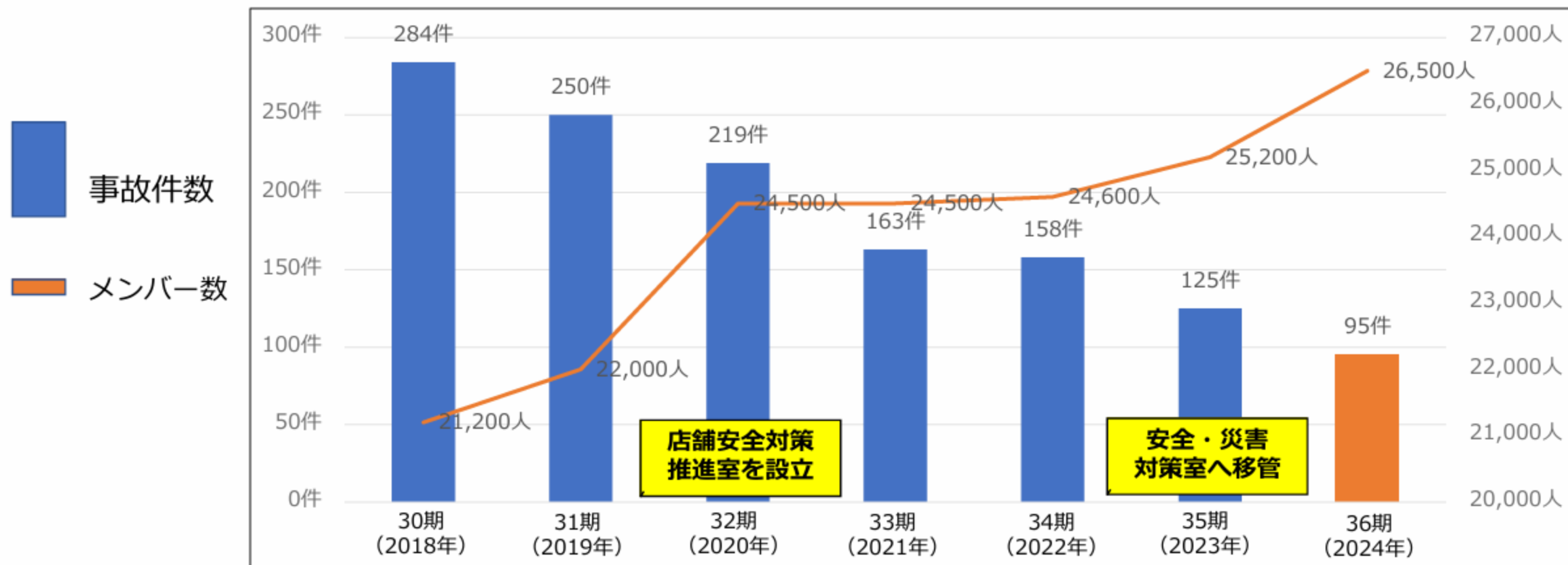
【受賞歴】

- ・ 2022年度 SAFEアワード ウェルビーイング部門 ゴールド賞受賞
- ・ 2023年度 SAFEアワード 安全な職場づくり部門 シルバー賞受賞

資料提供：株式会社 カインズ

30期～36期（2018年～2024年）

安全対策の推移



骨太の施策

3S活動

3ヶ月無事故運動

KYT活動

事故共有動画

店舗安全推進活動

3S活動

1回

2回

3回

4回

5回

6回

KYT活動

事故共有動画

店舗安全推進活動

店舗安全推進活動の運用イメージ



転倒事故を削減！「一段踏み台、二段踏み台」の導入

CAINZ

【目的】

・転倒災害を削減するべく、より安全性の高い「一段踏み台」と「二段踏み台」を開発し、店舗へ導入

【ポイント】

2022年度 SAFEアワードブロック賞 受賞

- ・カインズ独自の開発踏み台
- ・踏み面を広くしたことで安定感アップ
- ・持ち手を取り付けたことで、より安全に昇降が可能
- ・アルミ製のため、女性でも簡単に持ち運びが可能
- ・踏み台の乗ると自重で沈み込み、脚が床面にしっかりと設置し、安全性が向上

【一段踏み台】



【二段踏み台】



3S活動

意図/目的

- ・メンバーの安全・安心な働く環境整備⇒お客様が安心して買い物できる環境づくり
- ・3Sを中心とした作業効率の向上による生産性改善
- ・あるべきシートによる生産性の高い労働環境の改善と定着

作業導線の明確化と導線確保



あるべきシート

『 長台車 置き場 』のあるべき姿
〇〇〇店

●あるべき姿 (After)

●あるべき姿「3定ルール」

場所の明瞭化

①位置 保管範囲を明確にする(ラインを引く)

場所 車輪所前

重さの明瞭化

②定物 長台車本体とハンドルのみ

保管する量の明瞭化

③数量 長台車の保管台数を確認

20 台

④ Before・Afterで良い状態を明確に

●悪い姿 (Before)

【注意事項】

パレットヤードの主通路を走るような保管方法は禁止

一掃が見てもわかるように商品の両側・名称・保管台数は指定場所に明記

※この「あるべき姿」は上記写真同様へ提示してください。

責任者	決着

30期より「3S活動」がスタート。現在は四半期に一度、本部巡回者による「3S定着チェック」を実施しながら、3S意識の定着をはかる

事故「ゼロ」を目指そう！「3ヶ月無事故運動」



【目的】

- ・全社をあげての安全に対する意識の向上

【対象期間】

- ・10月1日～12月31日 の3ヶ月間

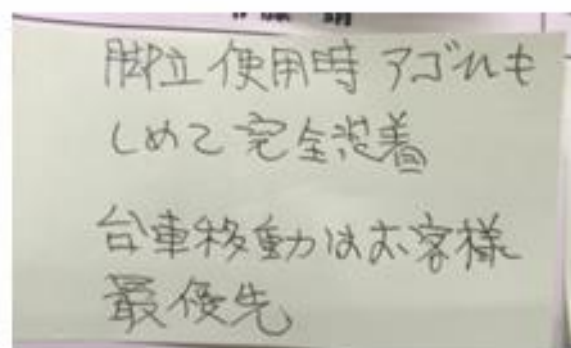
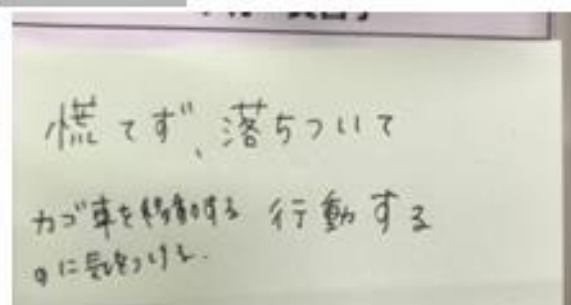
【内容】

- ・全メンバーが安全に作業するための個人目標を設定し、毎月振り返りを行うことで安全意識を醸成につなげ、可視化する

媒体【ポスター】



個人目標設定



【対象人数】

全店舗（25,000人）

【定量的効果】

2023年10月～12月事故件数：27件
2022年10月～12月事故件数：36件
2021年10月～12月事故件数：38件
2020年10月～12月事故件数：51件
2019年10月～12月事故件数：51件



事故を未然に予見する！KYT活動（危険予知トレーニング）

CAINZ

【背景・課題】

- ・店舗メンバー：約25,000人が在籍
- ・パート、アルバイトへの安全教育が行き届いていない
- ・店舗規模（従業員数）が30人～400人と格差が大きい

【目的】

- ・危険予知ができるメンバーを育成し、事故を予見することで未然に防止する

2022年度 SAFEアワードゴールド賞 受賞

【内容】

- ・デジタルツール「Forms」を利用し、システム開発費用はなし
- ・店舗用スマホ型端末を使用し、個々の労働者のスケジュールに合わせて危険予知トレーニングを実施できる
- ・前月の労働災害を題材にすることが可能であり、毎月繰り返し実施する事で継続的な教育ができる

12月度KYT(危険予知トレーニング)活動

●このイラストは、事故の速報を基にしたものです。このおとどんな事故が発生するでしょうか。1つ選択してください。*1枚



【回答選択式】

- ☐ カゴ車の車輪で足を踏む
- ☐ カゴ車が転倒して下敷きになる
- ☐ カゴ車の底板が抜ける

※毎月、15～25問前後出題

【対象人数】

全店舗（25,200人）

【定量的効果】

- ・月間平均実施率：85%～88%
- ・月間平均実施人数：約20,000～21,000人

労働安全衛生法改正（高年齢者の労働災害防止のための措置の強化）

<現行>

（中高年齢者等についての配慮）第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

<新設> 令和8年4月1日施行

（高年齢者の労働災害防止のための措置）第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。